

検討進む宿泊税

全国で「宿泊税」の導入に向けた検討が進んでいる。ホテルや旅館、民泊等に宿泊する際に徴収される税である。東京都や大阪府、京都市などで導入されており、これらの地域で支払ったことがある人もいるだろう。

2024年11月時点では、全国で10自治体が導入している。近隣では静岡県熱海市や愛知県常滑市などが来年の導入を決定しているほか、岐阜県の高山市や下呂市が来年度中の導入を目指している。

また県内では今年度、伊勢市、鳥羽市、志摩市で有識者による委員会が開催されているほか、三重県でも別途検討が進められている。

多くの自治体が宿泊税の導入を進めつつあるのは、観光振興のための財源が必要となっているからだ。宿泊業をはじめとする観光産業は、小売業、運輸業など関連する産業が多く波及効果が高い。また、交流人口の増加など地域の活性化につながることから、観光振興に注力する自治体は多く、他市町と差別化を図るためにも誘客促進策を展開していく必要がある。

加えて、近年は著しい観光客の増加が地域住民の生活に悪影響を及ぼす「オーバーツーリズム」対策として、交通渋滞の緩和や騒音、ゴミ対策等が必要となっている。また、災害等の観光危機への対策など取り組むべき課題が増えており、かかる経費も必要となっている。

そこで、新たな財源として「宿泊税」が注目されている。一定の宿泊者が確保できる地域では、安定的に一定規模の財源を確保することが可能だ。また、税の使い道や税額等を自治体が設定できるため、地域の実情に即した施策に充てることが可能で、有効な観光振興の財源となり得る。

ただし、導入にあたっては、目的を明確にすること、宿泊事業者など関係者の理解・協力を得ることが不可欠だ。また、税の使い道と成果を“見える化”し、検証していく仕組みづくりも重要だろう。関係者との議論を丁寧に重ねて地域に有益な財源とすることが望まれる。

(地域調査部 主任研究員 山崎 美幸)